

検査事業者登録のあらまし

令和3年12月22日版
静岡県感染症対策局新型コロナ対策推進課

1 無料化事業の目的と背景

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種や治療薬の普及により重症化する患者数が抑制され、県民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となってきました。また、各業界における感染対策のガイドラインの普及・更新などの感染防止の取組も進んでいます。

このような状況の変化のもと、日常生活や経済社会活動に伴う感染リスクをさらに引き下げるとともに、次の感染拡大に向けた安心確保のため、下記2事業において無料検査を実施する事業者（以下、「検査事業者」）を募集します。

(1) 「ワクチン・検査パッケージ」

ワクチン接種や検査による確認を促進することが日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるために有効であることから、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、経済社会活動を行う際の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料で実施する事業

(2) 感染拡大傾向時の一般検査

感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料で実施する事業

2 ワクチン・検査パッケージの概要

(1) 事業の概要

飲食店やイベント主催者等の事業者が利用者のワクチン接種歴（A）又は検査結果の陰性（B）のいずれかを確認することにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課せられる様々な行動制限を緩和します。

(2) 事業の適用範囲

ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく「飲食」、「イベント」、「移動」の行動制限を緩和する場合における具体的内容は、次のとおりです。

区 分	利用想定事業者	緩和される行動制限
飲 食	飲食店	第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする。
イベント	イベント主催者	感染防止安全計画を策定し県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。
移 動	(旅行事業者・宿泊施設等)	不要不急の都道府県をまたぐ人の移動について、国として自粛要請の対象に含めない。

なお、国・県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由としており、特段の制限は設けません。

このため、店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めなどの活用法も考えられます。

(3) ワクチンの接種歴を確認する場合の条件

- 予防接種済証等により、利用者が2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。(予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可)
- 確認の際には、身分証明書等により本人確認を実施します。
- 接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書等も含まれます。(12月20日以降実施予定)
- 外国政府等の発行した接種証明も、指定されたワクチンで接種されていて、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数すべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、接種歴として利用が可能です。
- また、上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めません。

(4) 無料検査の対象者(実施要領第3条)

- 基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
- 12歳未満の子供

なお、未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。(6歳以上~12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。)

また、いずれの場合も発熱など新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がないことが条件となります。このような症状を有する場合には、検査を実施せず、医療機関の受診を促してください。



健康上以外の理由によりワクチンを接種していない場合は無料検査の対象とはなりません。

健康上の理由とは、ワクチン接種が困難な基礎疾患を有する、副反応の懸念などがあげられますが、「副反応の懸念」は、ワクチン接種に伴う主な副反応として通常想定される範囲(注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等)を超えるような副反応(ワクチン成分に対するアレルギーを有する等)が懸念される方が対象となります。

3 感染拡大傾向時の一般検査

(1) 事業の概要（実施要領第3条）

感染拡大傾向（「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上）時に、知事の判断で、感染不安を感じる無症状の住民に対し、特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業

(2) 事業の適用時期

- ・「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上の感染拡大傾向
- ・特措法第24条第9項等に基づき知事が検査受検を要請

(3) 検査の対象者

- ・知事要請に応じた、感染不安を感じる無症状の住民（ワクチン接種者も含まれます）。また、いずれの場合も発熱など新型コロナ感染症の感染を疑う症状がないことが条件となります。このような症状を有する場合には、検査を実施せず、医療機関の受診を促してください。

4 対象となる事業

(1) 検査受検者が自己の検体を採取する場合

実施事業者の種類に応じて、下表に掲げる無料検査を行うことができます。

（実施要領第4条）

事業実施者	事業	事業区分
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等に用いる唾液検体を本人が採取する際の立会い等 ・検査機関に対する検体の送付 ・検査受検者への結果通知書等の発行請求 	第一号事業
医療機関、衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・第一号事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査 ・検査受検者への結果通知書等の発行 	第二号事業
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原定性検査用鼻腔ぬぐい液検体を本人が採取する際の立会い ・検体の検査結果の読み取り ・検査受検者への結果通知書等の発行 	第三号事業
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等のための鼻咽頭ぬぐい液及び唾液検体の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等 ・抗原定性検査のための鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液検体の採取及び検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等 	第四号事業

(2) 留意点



ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う一号事業又は第三号事業は当該事業者の事業に関連して行う事業に限られます。

例：飲食店が検査事業者となった場合、無料検査が実施できるのは、自店舗の入店者を対象とした検査のみとなります。

(3) 検査方法

- ・PCR検査・抗原定量検査が推奨されます。
- ・無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されませんが、無症状者の感染者を発見することにより、場の感染リスクを下げうるとの考え方から、無料検査の対象としています。

(4) 証明書の有効期間

- ・PCR検査・抗原定量検査の検査結果有効期限は、検体採取日＋3日です。必ず有効期限内に検査受験者の手元に証明書が届くようにしてください。
- ・抗原定性検査の検査結果有効期限は、検体採取・検査日＋1日以内です。

5 検査の手順・条件等

(1) 検査の受付

検査申込書（様式2号）の記入、提出
身分証明書等の提示
なお、原則として予約不要で受付を実施してください。

(2) 検体採取場所

第一号事業又は第三号事業を実施する検査事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保し、検体採取の立会いを行う必要があります。

- ・検体採取実施場所は、受験者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別されていること。
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受験者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受験者のプライバシーに配慮していること。
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

(3) オンラインによる検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができます。

(4) 郵送による検体の受付、検体採取のためのキット等の送付、オンラインによる検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第4条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項表の中欄に定める検体採取の立会いを行うことができます。

(5) オンライン・郵送の条件

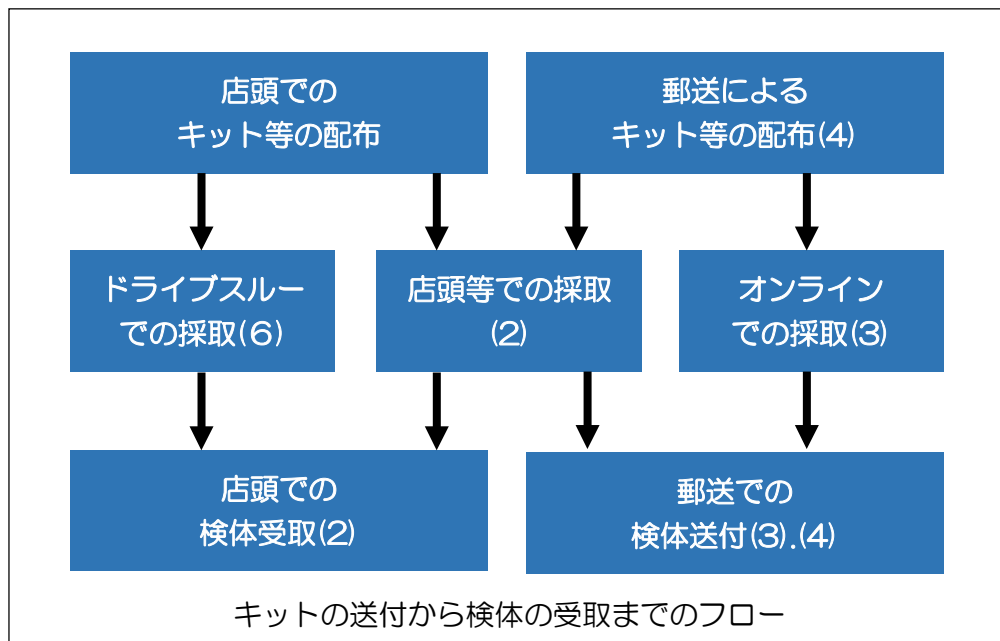
(3)、(4)の場合には、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- ・オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
- ・検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

(6) ドライブスルー方式による検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができます。

- ・当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること
- ・検査受検者のプライバシーに十分留意すること



6 県の補助対象経費

本事業により、無料検査を実施する場合には、下記のとおり検体採取実施場所の整備に要する経費、検査費用を県が助成します。

なお、本助成については別途補助金交付要綱に基づく申請手続きをとって頂くことになります。

(1) 設備整備

検査体制の整備に係る費用：

検査場所1カ所あたり上限	1,300,000円(税込)
--------------	----------------

- 無料検査の検体採取場所の設置や立会い等に必要となる、開設のための初度経費が対象。想定されるものは以下のとおり。
机、椅子、パーティション、検査事業の案内看板、
屋外で検査を実施する場合のテント、空気清浄機 等
- 特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とすることとする。
- また、地方公共団体の職員の人件費、用地の取得費、貸付金・保証金、対象事業の実施と関連しない費用は交付対象外。
- 補助対象となる整備の開始時期は、令和3年11月26日以降に実施したものを対象とする。また、事業開始後に整備したのも対象とする。

(2) 検査に要する費用（1件当たり）

①検査キット原価（検査費用・送料等を含む）

- 検査キットを仕入れた日：令和3年12月30日まで

区分	補助上限額
PCR検査 抗原定量検査等	8,500円(税込)
抗原定性検査	3,500円(税込)

- 検査キットを仕入れた日：令和3年12月31日～令和4年3月31日

区分	実施事業者・検査方法	補助上限額	
PCR検査 抗原定量検査等	医療機関以外	8,500円(税込)	
	医療機関	他機関へ検査を委託	8,500円(税込)
		自院で検査を実施	7,000円(税込)
抗原定性検査		3,000円(税込)	

※「検査キット原価」には以下の各種費用を含む。

- 検査キット代、検体採取容器代、包装費
- 検査費用（PCR検査等の場合）
- 結果通知費用、検体管理費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）
- 往復送料（復路送料はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）
- 製造・検査拠点における販売管理費等（検査拠点はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）

②実施事業者において生じる各種経費等

区分	補助額
PCR検査 抗原定量検査等	3,000円(税込)
抗原定性検査	3,000円(税込)

7 検査事業者の登録

(1) 登録申請

①提出書類

提出書類	提出方法
実施計画書（様式第1号）	様式エクセルデータを送付
検査を実施する場所の図面	図面をPDF化して、データを送付

②提出先（メール）

- ・提出先 : pcr-covid19@pref.shizuoka.lg.jp
- ・メール件名 : 「検査無料化事業実施計画書（事業者名）」としてください

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部感染症対策局

新型コロナ対策推進課 機動第4班

電話 090-1894-9118（検査無料化事業専用ダイヤル）

※月～金（祝祭日除く）9：00～17：00

※県ホームページ：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensajigyou.html>

(2) 県の審査

実施計画書の提出があった際には、下記の事項を満たしているが確認のうえ、実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録します。なお、登録した場合には、県知事名で登録通知を送付します。

- ・実施計画書の記載に不備がないこと。
- ・検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。
- ・検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。
- ・当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること。
- ・検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること。
- ・その他知事が必要と認める事項を満たしていること。

(3) 県ホームページ等への登録

登録した内容は、県のホームページ等へ掲載及び公表します。